

生徒心得

1. 校内生活一般

学校は共同生活の場である。ルールを守って、豊かな学校生活の実現に努めること。

(1) 登下校について

- ① 自転車通学は、登録制とする。交通ルールとマナーを守り、交通安全に留意すること。
- ② 自転車での登下校は、原則として通用門から行うこと。
- ③ 登校後は、放課後まで許可なしに校外に出てはならない。
早退や、やむを得ない場合は、担任の許可を受けること。
- ④ 下校時刻は17時である。下校時刻以後に部活動その他のため校内で活動するときは、関係の先生（顧問・担任等）の付き添いが必要である。その場合でも、18時30分までには完全下校する。（第3考查から学年末までは、18時15分完全下校とする。）

(2) 校舎・施設・校具の利用について

- ① 校舎・校具等を大切にし、落書き・破損等をしない。
- ② 屋上その他禁止された場所には立ち入らない。
- ③ 校内において火気の無断使用を禁ずる。
- ④ 分担された区域の清掃は、先生の指導のもとに、責任を持って行う。
- ⑤ 食事は、定められた時間に定められた場所でとる。食堂は原則として、昼休みに利用すること。
自習時間の利用は認めない。

(3) 貴重品の管理・紛失物・拾得物について

- ① 貴重品は、持参しないようにする。必要な金品は各自で保管する。教室を移動する際は貴重品を持って出る。各人の責任において盗難の予防に万全を期する。
- ② 校内で、金品の授受・貸借はしてはならない。
- ③ 紛失物や拾得物があった時は、直ちに関係の先生に届ける。
- ④ 下校の際は、教室に私物を置かない。

2. 校外生活一般

校外においても、本校生としての良識を持って行動すること。

- ① 夜間は外出しない。
- ② 高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ・雀荘・競輪競馬場・場外馬券売場など）に出入りしてはならない。
- ③ 噫煙・飲酒・賭博等の行為は、法律の禁止されている。絶対に行わない。
- ④ 暴力行為や、人権侵害・プライバシー侵害・脅迫・個人情報の漏洩など人に迷惑や被害を与える行為は一切行わない。
- ⑤ アルバイトは原則として禁止する。

3. その他

- ① 生徒証明書は所持していなければならない。その貸借は厳禁する。
- ② 一身上の事件・事故についてはすみやかに報告する。
- ③ 住所その他生徒個人カード記載事項に変更があれば直ちに担任に届け出る。

4. 服装・身だしなみ

生徒は制服を正しく着用しなければならない。

化粧や装飾品（ピアス・ネックレス・指輪など）は禁止する。

頭髪は、自然のままを保ち、染色・脱色及びパーマなどは禁止する。

- ① 制服は次のように規定する。

- 男子 一般の高校生用学生服（型は標準のもの、ボタンは本校校章入り）
夏期は、白地のカッターシャツまたは開襟シャツ
- 女子 上着（冬） 紺の襟なしスース
スカート（夏冬とも）24～28条のひだ
スラックス（本校指定のもの）
ブラウス 前中心5本ピンタック・オーバーブラウス
冬・合服……長袖 夏服……半袖

- ② 5月1日から11月30日の間は、セーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。ただし、色は黒・紺・灰・白色・茶・ベージュのみとし、無地に限る。フードのついた物は不可とし、ボタンのついている物は、きちんと留めなければならない。

- ③ 学生徽章は、四季を通じて、男子は上着左襟、女子は上着左胸部につける。

- ④ 靴・靴下については、色・形ともに派手なものは慎む。校舎内では、所定の上履きを使用すること。

- ⑤ 防寒衣は、校舎内では着用しない。

- ⑥ 上着の下に、セーター等を着る場合は、次の点に留意する。

- 男子 カラーの外に着ているものが見えないこと。
- 女子 ブラウスの襟・ネクタイが見えること（Vネックのもの）。

- ⑦ やむを得ない理由のため、服装規定を守れない場合は、学級担任を通じて異装許可を得る。